

令和２年度
京都府高等学校等修学資金
貸与申請のための手引き

○修学金（月額）
○修学支度金（入学支度金）

高等学校等修学資金の貸与（貸付）を希望される方は、この手引きにより、申請書類を在学している学校へ提出してください。

貸与（貸付）を受けた修学資金は、貸与（貸付）終了後、生徒本人が返還しなければなりません。 修学資金の貸与（貸付）を希望される生徒・保護者は、このことを十分理解の上、申請してください。

京 都 府
京 都 府 教 育 委 員 会

<担当課> 教育庁指導部高校教育課・文化スポーツ部文教課

問い合わせ先

〒612-0064 京都市伏見区桃山毛利長門西町 京都府総合教育センター内
京都府教育庁指導部高校教育課修学支援担当

TEL 075-574-7518

◎ 京都府教育委員会のホームページでもお知らせしています。

<http://www.kyoto-be.ne.jp>

2 申請の手続きと締切日

(前略)

(2) 年度途中に申請を希望される方、新入生以外の方

随 時 (申請日の翌月分からの貸与となります。)

(前略)

(4) 家計急変の場合

- ◆ 都道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合計額(保護者合算)は基準額を超えているが、令和2年1月以降、失業等の理由により収入が減り家計が急変した場合は、「家計急変事情の申告書(第2号様式)」(該当の場合は、別途送付します。)及び次の書類により、貸与要件の確認を行うことができます。

家計急変の事由	家計急変の確認書類	申込み時の所得状況を確認する書類
① 主たる生計維持者の失業の場合	離職票の写し又は退職証明書等	○ 所得に関する証明書類 6～7 ページ参照
② 主たる生計維持者の破産の場合	破産決定書・申立書等の写し	
③ 災害救助法等が適用された災害	り災証明書(被災状況を記した校長の副申書も可とする。)	
④ 上記事由に相当するその他の場合	事由を確認できる書類	
⑤ 災害救助法等が適用されない災害・火事	り災証明書等	○ 所得に関する証明書類 6～7 ページ参照 ○ 申請時の所得を推算するための書類 ・ 損益計算書 ・ 雇用主の支払(見込)証明書 ・ 直近3箇月分以上の給与明細書の写し ・ その他所得金額が確認できる書類
⑥ 病気の場合	医師の診断書等	
⑦ 事故の場合	事故証明書	
⑧ 会社倒産の場合	取引停止通知書の写し等	
⑨ 経営不振の場合	経営不振の事由により、公共的団体等から融資等を受けていることが確認できる書類	
⑩ 転職・賃金カットの場合	雇用主の証明書等	
⑪ その他の場合	事由を確認できる書類	



家計が急変している場合でも、都道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合計が基準額を超えていない場合には、特に提出する必要はありません。
詳細は京都府へ御相談ください。

その他審査にあたり、必要な書類の提出をお願いすることがあります。

また、必要な場合は、御本人に直接お問い合わせしたり、官公署や学校に、住所や在籍状況、申請の内容等について確認を行う場合がありますので御了承ください。